

議員特別研修実施報告書

報告議員名	立身 万千子	報告日	令和元年6月6日
調査研究・研修等 名 称	議員の学校 教育の権利、生涯学習の権利があぶない ～学校教育・社会教育施策と地方分権一括法～		
実 施 日	令和元年5月14日 ～ 令和元年5月15日		
会 場	都立多摩図書館セミナールーム（東京都国分寺市）		
調査研究・研修等の 概 要	講義1 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティ・スクール ～学校教育制度の基本から考える～ 講義2 公立図書館の基本原則と直面している現実的な課題 講義3 公民館の基本的な役割と直面している課題 講義4 私たちは、民営化した図書館を直営に戻した		
調査研究・研修等の 成果と感想	別紙の通り		

※1調査研究・研修等の成果を証する書類の写しを添付してください。

※2調査研究・研修等に要した費用の支出を証する書類を添付してください。

「第 36 回議員の学校」

2019 年 5 月 14～15 日都立多摩図書館。NPO 法人 多摩住民自治研究所主催の地方議員研修に参加しました。

今回のテーマは「教育の権利、生涯学ぶ権利があぶない～学校教育-社会教育政策と地方分権一括法～」です。

まず「講義 1 学校統廃合と小中一貫教育、コミュニティスクール～学校教育制度の基本から考える」というテーマで荒井文昭首都大学東京教授のお話でした。膨大な資料を頂き、これからの議会活動やサークルの勉強会におおいに活用させていただきます。

そもそも教育とは、誰もが自由に生きるために欠くことのできない基本的人権である(日本国憲法 26 条)。お国のために命を差し出す国民をつくる目的の戦前の教育の反省から、そうではなく人が自分の人格を生涯に渡って磨くために教育があり、それがひいては国や世界の発展に繋がるものである??と説明されました。

しかし 2006 年の第一次安倍政権時に教育基本法が改訂され、さらに 2014 年に新藤総務大臣の名で公共施設等の管理推進(FM 計画)の中に学校統廃合が、小中一貫校や義務教育学校の導入と相まって進められてきたことが挙げられました。2000 年に学校評議員制導入に続き、2004 年に学校運営協議会(コミュニティスクール)が導入され、2017 年にはすべての公立学校に設置努力義務が課されました。

同時に地域学校協働活動推進委員が設置され、地方創生、人材育成の手段として位置づけられたことで、地域住民の力を集中させる(ああ、まるで福祉分野の地域包括ケアシステム?)方向に進んでいます。

講師も「地域とは、市民社会そのものであり政治の舞台でもある。その地域と学校が連携することの意味を考えないで協働していくことを強調していけば、異なる意見や多様な学びの要求は萎縮し、結果として教育の自由は危機に陥ってしまう。連携政策の可能性は、子どもを含む住民が地方自治の主権者として同時にまた学習権の主体として課題に向き合うことによってこそ広げていくことができる??」と話されました。

「第 36 回議員の学校---講義 2」

元日本図書館協会事務局長の松岡要氏による「公立図書館の基本原則と、直面している現実的な課題～民間委託、職員の非正規化、図書資料費の削減 etc～」というテーマです。

まず、図書館と図書館を取り巻く状況は著しく変化している！と断言されました(1950年に図書館法が制定されてからこれまで 20 回以上の改悪)。

平成の大合併後ですら図書館未設置市町村は 23.4%にものぼり、複数館設置の市町村は 4 割だけ(我が横手市は 6 館)。住民の生活圏域(徒歩可能な場所)にあるべきでかなり身近なコミュニティ施設となるのが図書館なのだと(かつて東京都は 700 m²に 1 館あった)。地方公務員の削減方針の下、1 館当りの職員は激減し非正規職員は増大(横手市も正規司書はゼロ)。図書館費総額も減額傾向。

そもそも図書館の役割＝住民から求められた資料、情報を確実に提供する自治体の事務であり、それを支える要件がコレクションの形成(単年度ではなく末長く読まれるものを)、司書集団の存在、周辺図書館との連携協力の仕組みとのこと。図書館の管理運営＝自治体が設置し教育委員会が所管し管理する。教育機関としての図書館が自立して運営する(司書集団の専門性が中核となる)。公共施設の中で、不特定多数の人が利用する唯一の施設であり安全管理上、各館に責任者は絶対に必要??かつ、地域間の独自性は尊重しつつサービスもコレクションも一元管理すべき。

住民の知る権利を保障するため無料の原則を有する。図書館協議会は図書館法に定められた教育委員会の付属機関である。しかし近年は地方分権一括法により、教育委員会から首長部局へ移管が可能になった。地方創生と相まってまちづくり、複合施設化、指定管理者制度への誘導が、文科省の中教審からも答申されるに至った。指定管理としては株式会社が 8 割近くに及ぶが、図書館サービスの基本である資料貸出数は減少している施設が多く 10 箇所以上の図書館で直営に戻している。商業施設との複合化は国交省は奨励している...と、貴重な情報を頂きました。

先般 TV で紹介された情報も(山梨県の小さな自治体が日本一健康長寿を誇っている。その住民の図書館利用率がダントツに高い)！この研修会場も東京都立多摩図書館です。武蔵野の森に囲まれ、とてもきれいで親子連れがいっぱいいます。1 万 3 千冊の絵本をはじめ、明治、大正時代の貴重な資料や他では所蔵していない児童書もあるという素晴らしい図書館です。

「第 36 回議員の学校---講義 3」

「公民館の基本的な役割と直面している課題」千葉大学名誉教授の長澤成次氏のお話でした。

氏は日本社会教育学会の第一人者で現在は放送大学千葉学習センターで教鞭をとっておられます。写真にある先生の板書は、社会教育をめぐる昨今の情勢を時系列で表されたものです。

※公民館の原点＝これからの日本に最も大切なことは、すべての国民が豊かな文化的教養を身につけ、他人に頼らず自主的に物を考え平和的協力的に行動する習性を養うこと。それには教育の普及が何よりも必要。

公民館は全国の各町村に設置せられ、此处に常時に町村民が打ち集って談論し読書し、生活上産業上の指導を受けお互いの交友を深める場所。謂わば郷土に於ける公民学校、図書館、博物館、公会堂、町村集会所、産業指導所などの機能を兼ねた文化教養の機関(1946 年 7 月 5 日文部事務次官通牒より)と、高らかに謳われ、国防婦人会や青年団の真摯な反省から公民館の建設費用等を自分たちで捻出していったそうです。

「この施設は上からの命令で設置されるのではなく...」とも文部事務次官は言っています。しかし、1999 年第一次地方分権一括法による社会教育法改正から住民の自己決定権が壊されていき「規制緩和」の名の下に教育委員会から首長部局の所管に移行し、観光振興や地域コミュニティの持続的発展(等)に質する(2019 年 3 月 8 日閣議決定)と変化しました。

この後 4 月 25 日の衆議院地方創生に関する特別委員会で、指定管理制度導入の弊害を盛り込んだ「附帯決議」が全会一致で採択されたことは記憶に新しいものです(附帯決議は法律に問題があるから出る)。

横手市でも公民館を地区交流センターにして地域の自治会が指定管理をうける方式を進めつつあります。「まちづくりの推進」は大事な施策だし観光や地域振興については住民誰しも必要だと思っています。

ただ住民の間では様々な考えがあり、公民館では住民の学習の自由が最大限保障されなければならないし、戦前の深い反省から生まれた時点で既に公民館は地域づくりの拠点と位置づけられてきたのだから、何を今さら法改正するのか？ しかも「行政分野との一体的な推進のために文科省が地方自治体からの提案を募集する」という方法をなぜわざわざとる必要があるのか？地方創生の施策なら当該自治体の条例で充分であり、国会で法律をつくる意図が何なのか、私たち地方の住民は疑問を声に出さなければならないのではないかと感じました。

「第36回議員の学校 ---講義4

～地方自治の本質と教育行政の在り方

～地方分権一括法の成り立ちと自治体の選択」

「議員の学校」学校長の池上洋通氏が講師でした。

まずはじめに「不正統計の何が問題なのか？…統計法の理念から離れる行政」という講義がありました。

これは毎月勤労統計という基本的な統計の作成にあたって、定められた手続きからの逸脱が明らかになったことについてです。

国民主権の下での公的統計の意義・役割と統計情報の重要性は、戦前からの深刻な歴史体験によって得られたものだと言明されました。2007年に制定された統計法第1条「国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤」という意味を真剣に受け止めなければならないと痛感しました。

1881年にイギリスの統計年報をそっくりマネしたのが最初ですが蜷川とらぞう・美濃部亮吉といった研究者たちの懸命の努力で世界水準に達した統計行政が1936年の二・二六事件以後戦時体制へ進むとともに統計書や気象情報まで秘密事項にされてしまったことを忘れてはならないと。

1941年12月8日の開戦に合わせ「天気予報は敵軍を利する」として天気予報の公表を停止したため翌年から4年間に周防灘・鳥取・東南海・三河とそれぞれ1000名を超える台風や大地震の犠牲者を出しているが記録がほとんど残っていないのだそうです。

戦後、現行統計法の前の旧統計法は1947年憲法施行前の5月1日に施行され、その第1条に「統計の真実性の確保」という文言を位置付けたことに制定者の深い思いがあると言われました。法律制定の背景にはGHQの存在はあるが「統計制度の改善に関する委員会」には大内兵衛・美濃部亮吉をはじめ大変が戦時中の思想統制の下で何等かの弾圧を経験した人々だったこと。そこから戦後は正確で客観的、信頼できる資料を国民に提供するものとして日本の統計行政は歩んできた。それが今大きく揺らいでいることは大問題であり、私たちは主権者として不正統計を深刻に質さなければならないと強調されました。

単に「中央政府には呆れた・困った…」で片付けられないのであって、地方議員の役割は、全住民の生活を把握し真実を見極めて知らせ、誰もが「生きていて良かった」と思える自治体をつくることだとカツをいれていただきました。